

(様式2)  
 処分基準(不利益処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	1 - 2
法令名	消防法	根拠条項	17の7-2		
不利益処分	消防設備士免状の返納命令				
<p>(根拠規定)</p> <p>知事は、自らが免状を交付した消防設備士が消防法又は消防法に基く命令の規定に違反しているときは、消防設備士免状の返納を命ずることができる。</p>					
<p>(処分基準)</p> <p>消防設備士免状の返納命令に関する処分基準は次のとおりとする。</p> <p>消防設備士免状の返納命令処分基準        (平成12年12月8日付県民環境部内規)</p> <p>(1) 消防設備士の返納命令は、当該違反行為及び当該違反行為のなされた日(継続する性質の違反行為にあっては、当該違反行為を覚知した日)を起算日とする過去3年以内におけるその他の違反行為に係る違反点数を合計した点数(以下「措置点数」という。)を免状の種類等ごとに算出し、措置点数が20点に達した免状の種類等がある場合において、当該免状を交付した知事が行うものとする。</p> <p>違反点数の算定については、危険物取扱者が消防法令に係る違反行為をしたとき、知事が当該違反行為に係る違反点数を算出する。</p> <p>違反点数は別表第1において定める基礎点数に、別表第2において定める事故加点を加え算出する。</p> <p>2つ以上の種類又は指定区分を有する者が1つの違反行為を行った場合は、当該違反行為に係る違反点数を算出したうえで、当該違反点数を、すべての免状の種類ごとに計上する。ただし、消防設備士講習受講義務違反については、当該違反行為に係る違反点数を、当該違反行為に係る免状の種類等に係る免状の種類等に限り計上する。</p> <p>同一人につき、同時に違反行為が2つ以上あるときの基礎点数は、各違反行為に係る基礎点数を合計したものとする。</p> <p>事故加点は、違反行為と相当な因果関係を有する損害について、その程度に応じた災害事故加点及び人身事故加点のうち、該当する項目の点数を合計したものとする。</p> <p>2つ以上の設備士による共同違反行為については、当該共同違反行為を行ったすべての設備士について当該違反行為に係る違反点数を計上する。なお、他の設備士を教唆して違反行為を行わせた者についても、共同違反行為を行った者として取り扱うものとする。</p> <p>違反行為の内容が次のいずれかに該当する場合は、違反点数を計上しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為につき、正当防衛、緊急避難その他の違法性阻却事由がある場合</li> <li>・行為につき無過失である場合</li> <li>・違反行為が継続する性質のものであって、既に措置等を行ったにもかかわらず、</li> </ul>					

(様式2)  
処分基準(不利益処分関係)

なお違反状態が継続している場合で、違反者が違反を是正するために要する相当期間が経過していない場合

- ・違反者が違反を行ったことにつき、真にやむをえないと認められる事情があるため、措置等を行うことが著しく不当と認められる場合

(その他)